
監 査 委 員

22年監査公表第4号

平成21年度に執行した監査の結果（平成21年4月1日から平成21年6月16日執行分）に基づき講じた措置（監査委員の要望意見に係るものについては、上記の期間以前に執行したものを含む。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事、京都府教育委員会教育長及び京都府警察本部長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 4月23日

京都府監査委員	千 歳	利三郎
同	武 田	祥 夫
同	道 林	邦 彦
同	村 山	佳 也

定 期 監 査

1 監査委員の要望意見

【部局別】

知事直轄組織

会計課（監査実施年月日：平成21年6月15日・16日）

昨年発生した公共事業事務費の不適正経理問題やいわゆる裏金問題を踏まえ、その再発防止に資するため、本年度から通常監査の充実強化に加え、特別財務調査を実施しているところである。

今回、28の所属に対し、事前通知なしに現金、預金通帳等の保管状況を調査したところ、いわゆる裏金の存在など不適正な事例は認められなかったものの、公用金庫の管理が不十分な事例や所属長による現金等の月例点検の記録や金庫における現金等保管台帳が未整備となっている事例などが一部の所属において認められたところである。各所属に対し、厳格な現金等の管理と適正な事務処理について、改めて徹底されたい。

また、物品等の調達事務に関し、本庁支出分に係る納品書等の添付状況について抽出により

調査を実施したところ、会計年度区分の誤り等の不適正な事例は認められなかったものの、一部の所属において納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。監査後において既に適切な事務処理の徹底を通知されているところであるが、各所属及び物品納入業者に対し、納品書の記載方法等について、引き続き指導を徹底されたい。

(措置の内容)

監査結果の報告を受け、直ちに財務指導員から各所属長に対し、現金等の厳格な管理等、再発防止策の徹底を指示するとともに、この間主管課長会議や地域別事例検討会等の機会をとらえ、繰り返し適正な事務処理の徹底を図ってきたところである。さらに、平成21年9月15日付け会計課長通知により、全ての所属長による月例点検結果の報告を求め、一部の所属で判明した不適切事例については全件で是正を確認するとともに、改めて、将来にわたって、いわゆる裏金を作らせない執務環境を確保し、不適正な会計事務処理の未然防止のため、全ての所属で所属長が自ら執務室内の該当物の有無等の点検を行い、簿冊を設けてその結果を記録するよう徹底した。

また、納品書の日付の記載方法についても、各部局研修や各地域別事例検討会等において適切な事務処理を指導するほか、財務指導員とも連携し、繰り返し指導を徹底している。

2 監査の結果

【部局別】

(1) 文化環境部

府立体育館（監査実施年月日：平成21年5月26日）

(指摘事項)

保存期間内の会計帳簿が保管されていない事例が認められた。(現金出納簿及び資金前渡金受払簿：平成11年度・平成12年度)

(措置の内容)

監査実施日及び平成21年6月開催の職員会議時に改めて総務担当や経理担当職員に関係規則(京都府会計規則第248条)を示して、会計帳簿の適正な保存・管理について周知徹底を図った。

府営水道事務所（監査実施年月日：平成21年6月2日・3日）

(指摘事項)

保存期間内の会計帳簿が保管されていない事例が認められた。(資金前渡金受払簿：平成11年度～平成14年度)

(措置の内容)

平成21年6月開催の職員会議及び場長・所長会議において、会計帳簿の適正な保存・管理について周知徹底を図った。

(注意事項)

複写サービスに関する個別契約書が作成されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月3日に平成20年4月1日にさかのぼって契約を締結した。

また、平成21年6月の職員会議及び場長・所長会議において、適正な事務執行について周知徹底を図った。

(2) 健康福祉部

府立洛南病院（監査実施年月日：平成21年5月22日・25日）

(注意事項)

業務委託契約書において、訂正箇所があるにもかかわらず、契約相手業者の訂正印が押印されていない事例が認められた。

(措置の内容)

契約書を再度点検の上、平成21年6月に訂正を完了した。

また、平成21年6月の院内会議において、職員に対し相互チェック体制による確認等適正な事務処理を行うよう徹底を図った。

府立与謝の海病院（監査実施年月日：平成21年6月9日～11日）

(指摘事項)

医業収益に係る会計処理を誤っている事例が複数認められた。

(措置の内容)

平成21年6月に収入の振替命令を行い適切な科目への収入に振り替えた。また、平成21年6月の課内会議において、会計処理の知識についての職員の研鑽や審査時の相互チェック体制の強化を行うことを確認し、適正な事務処理の実施及び再発防止の徹底を図った。

(指摘事項)

監視カメラ設置工事において、完成届受理日以降に工事が実施されている事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月の課内会議において、履行確認の厳密化や工事遅延理由の提出など適正な事務処理の実施及び再発防止の徹底を図った。

(注意事項)

病院長等による月例の会計事務検査に係る記録が整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月実施分から適正に処理した。また、平成21年6月の院内会議において適正な事務処理を行うよう徹底を図った。

(3) 建設交通部

港湾事務所（監査実施年月日：平成21年5月11日～13日）

(注意事項)

業務委託契約において、遅延利息等の支払利率を誤っている事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月15日に当該契約書を修正するとともに、全ての契約書について点検を行い、誤りがないことを確認した。

平成21年 5月に開催した係会議において、関係職員に適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

(4) 教育委員会

府立山城高等学校(監査実施年月日:平成21年 5月15日)

(指摘事項)

寄附の受入に際して、速やかな寄附の受入手続を行わず、長期間保管されている事例が2件(寄附金額:各500万円)認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月28日付けで寄附金として府に受け入れた。

平成21年 5月開催の事務部会議で、寄附事務の適正な処理及び複数職員による相互チェック体制の強化について、周知徹底を図るとともに、平成21年 6月に寄附事務の適正な処理について研修を行った。

(注意事項)

工事請負契約において、遅延利息等の支払利率を誤っている事例や、当該工事に係る支出負担行為の協議において、歳出科目や経理状況等に係る記載が漏れている事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月開催の事務部会議で会計規則等に基づく適切な執行について、周知徹底を図った。

また、平成21年 6月に支出負担行為の協議及び契約事務の適正な執行について研修を行った。

(注意事項)

随意契約による改修工事において、予定価格調書が作成されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月開催の事務部会議で会計規則等に基づく適切な執行について、周知徹底を図った。

また、平成21年 6月に予定価格調書作成責任者を含め契約事務の適正な執行について研修を行った。

(注意事項)

所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録が整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月に所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録を整備した。

また、平成21年 5月開催の職員会議で、適正な公金管理について、周知徹底を図った。

府立嵯峨野高等学校(監査実施年月日:平成21年 4月14日)

(注意事項)

修繕工事において、支出予定金額及び予定価格が参考見積より高い金額を設定している事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 4月開催の事務部会議で、契約事務の適正な処理及び複数職員による相互チェック体制の強化について、周知徹底を図った。

府立桃山高等学校(監査実施年月日:平成21年 4月15日)

(注意事項)

業務委託契約(単価契約)において、年度途中に支出負担行為の増額協議を行っているにもかかわらず、変更契約を締結していない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 4月開催の事務部会議(全日制・定時制)で契約の適正な処理及び複数職員による相互チェック体制の強化について、周知徹底を図った。

(注意事項)

タクシーチケットに係る管理簿が作成されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 4月にタクシーチケットに係る管理簿を作成し、整理を行った。

また、平成21年 4月開催の事務部会議で、適正なタクシーチケットの管理や複数職員による相互チェック体制の強化について、周知徹底を図った。

府立綾部高等学校(監査実施年月日:平成21年 4月17日)

(注意事項)

建物台帳において、平成8年度以降の異動が記載されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 4月に財産台帳の是正、整備を行った。

また、平成21年 5月開催の事務部会議で、財産管理事務の適正な処理及び複数職員による相互チェック体制の強化について、周知徹底を図った。

府立宮津高等学校(監査実施年月日:平成21年 4月23日)

(注意事項)

特殊勤務手当の支給において、支給要件を満たしていない日に手当を支給している事例が認められた。

(措置の内容)

過大支給分については、平成21年6月に返納させた。

また、平成21年6月開催の職員会議で、各種届・報告書等の記載内容の精査及び複数職員による相互チェック体制の強化について、周知徹底を図った。

府立南山城養護学校（監査実施年月日：平成21年6月4日）

（注意事項）

出勤簿への押印がなされていないものや出勤簿の整理欄が未記入となっている事例が多数認められた。

（措置の内容）

押印されていない出勤簿の是正、整理を平成21年6月に行った。

また、平成21年7月開催の職員会議で、全職員に指導、徹底を行うとともに、複数職員による出勤簿の押印確認など、適正な事務処理が行われるよう、体制の強化を図った。

（注意事項）

所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳が整備されていない事例が認められた。

（措置の内容）

平成21年6月に所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳の整備を行った。

また、平成21年6月開催の職場会議で、所属長及び出納員の月例点検及び適正な公金管理について、周知徹底を図った。

（注意事項）

同種・同時期に実施した修繕工事において、同一業者に単独随意契約により発注している事例が認められた。

（措置の内容）

平成21年6月開催の事務部会議で、計画的な発注や適正な契約事務の執行について、周知徹底を図った。

(5) 警察本部

川端警察署（監査実施年月日：平成21年5月11日）

（注意事項）

業務委託契約書において、契約内容の加除修正を不適正な方法で行っている事例が認められた。

（措置の内容）

会計課員に対し適正な契約事務の推進について、平成21年5月の課内会議において指示徹底した。また、平成21年5月に開催された会議において、警察本部総務部会計課は各所属に対して、誤りのない適正な会計経理の推進について、指示徹底した。

東山警察署（監査実施年月日：平成21年5月

19日）

（指摘事項）

工事請負契約及び業務委託契約において、請書の工事履行場所の記載を誤っている事例や、参考見積を本見積とする際の業者への確認に係る付記が適正になされていない事例が認められた。

（措置の内容）

会計課員に対し適正な契約事務手続について、平成21年5月の課内会議において指示徹底した。また、平成21年5月に開催された会議において、警察本部総務部会計課は各所属に対して、誤りのない適正な会計経理の推進について、指示徹底した。

右京警察署（監査実施年月日：平成21年4月16日）

（指摘事項）

金銭分任出納員が収納した現金（12,000円）について、出納員への引継ぎを失念したため、長期間課内の手提げ金庫に放置され、翌年度に指定金融機関に払い込まれている事例が認められた。

（措置の内容）

平成20年8月から経理員と金銭分任出納員との連携を密にし、毎日、違法駐車車両の移動料の徴収状況を確認するとともに、出納機関領収書の交付状況を確認することとし、収納未済防止の徹底を図った。

また、平成21年5月に開催された会議において、警察本部総務部会計課は各所属に対して、誤りのない適正な会計経理の推進について、指示徹底した。

【特別財務調査】

(1) 健康福祉部

婦人相談所（監査実施年月日：平成21年6月15日）

（指摘事項）

資金前渡金受払簿が未記入のまま長期間放置されている事例、所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録が整備されていない事例及び金庫による現金等保管台帳が一部整備されていない事例が認められた。

（措置の内容）

平成21年6月に資金前渡金受払簿を記載し、金庫による現金等保管台帳についても内容確認の上記載するとともに、平成21年7月に月例点検簿の様式に基づき月例点検を実施した。

また、月例点検等の実施や諸帳簿の的確な整備、点検の実施、職員相互チェック体制の強化及び再発防止について、平成21年6月に関係職員に周知徹底を図った。

(2) 農林水産部

中丹家畜保健衛生所（監査実施年月日：平成

21年 6月15日)

(注意事項)

金庫による現金等保管台帳が一部整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に、公金以外の現金等を公用金庫に保管する場合は、「公用金庫利用による現金等保管要領」を厳守し、漏れなく保管台帳に記入するとともに、公用金庫の開閉時には、所長又は出納員が立ち会うよう、徹底を図った。

(3) 教育委員会

山城教育局 (監査実施年月日：平成21年 6月15日)

(注意事項)

所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳が整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳の整備を行った。

また、平成21年 6月開催の職場会議で、所属長及び出納員の月例点検及び適正な公金管理について、周知徹底を図った。

丹後教育局 (監査実施年月日：平成21年 6月15日)

(注意事項)

所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録が整備されていない事例及び金庫による現金等保管台帳が一部整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳の整備を行った。

また、平成21年 6月開催の職場会議で、所属長及び出納員の月例点検及び適正な公金管理について、周知徹底を図った。

府立朱雀高等学校 (監査実施年月日：平成21年 6月16日)

(注意事項)

金庫による現金等保管台帳が一部整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に金庫による現金等保管台帳の整備を行った。

また、平成21年 7月開催の事務部会議 (全日制・定時制・通信制) で、適正な公金管理について、周知徹底を図った。

府立東稜高等学校 (監査実施年月日：平成21年 6月16日)

(注意事項)

所属長による現金等の管理状況に係る月例点

検の記録が整備されていない事例及び金庫による現金等保管台帳が一部整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳の整備を行った。

また、平成21年 6月開催の事務部会議で、公金管理の重要性について再確認し、適正な公金管理について、周知徹底を図った。

府立木津高等学校 (監査実施年月日：平成21年 6月16日)

(注意事項)

所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録が整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録の整備を行った。

また、平成21年 6月開催の事務部会議で、公金管理の重要性について再確認し、適正な公金管理について、周知徹底を図った。

府立大江高等学校 (監査実施年月日：平成21年 6月15日)

(指摘事項)

資金前渡金受払簿が一部記載されていない事例並びに所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳が整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に資金前渡金受払簿、所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録及び金庫による現金等保管台帳の整備を行った。

また、平成21年 6月開催の事務部会議で、公金管理の重要性について再確認し、適正な公金管理について、周知徹底を図った。

府立峰山高等学校 (監査実施年月日：平成21年 6月16日)

(注意事項)

委託公衆電話料金の一時保管金への払込に係る現金出納簿が整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に委託公衆電話料金の一時保管金への払込に係る現金出納簿の整備を行った。

また、平成21年 6月開催の職員会議で、公金管理の重要性について再確認し、適正な公金管理について、周知徹底を図った。

(4) 警察本部

七条警察署 (監査実施年月日：平成21年 6月15日)

(注意事項)

金庫による現金等の保管台帳が整備されてい

ない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月から京都府の所有に属さない現金等を公用金庫で保管する場合は、「金庫による現金等保管台帳」を入出庫の都度記載するように公金を含めた現金等の適正な管理を徹底した。また、平成21年6月に開催された会議において、警察本部総務部会計課は各警察署に対して、現金等の適正保管についての再徹底を図るべく留意事項を指示した。

下鴨警察署(監査実施年月日:平成21年6月15日)

(注意事項)

金庫による現金等の保管台帳が整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月から京都府の所有に属さない現金等を公用金庫で保管する場合は、「金庫による現金等保管台帳」を備え付け、公金を含めた現金等の適正な管理を徹底した。また、平成21年6月に開催された会議において、警察本部総務部会計課は各警察署に対して、現金等の適正保管についての再徹底を図るべく留意事項を指示した。

- (5) 労働委員会事務局(監査実施年月日:平成21年6月15日)

(注意事項)

所属長による現金等の管理状況に係る月例点検の記録が一部整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月に適正な月例点検簿を整備し、毎月月末に月例点検を実施するとともに、関係法令、通知等を再度徹底し適正な公金管理に十分留意するよう、平成21年6月の職員会議において関係職員に対し周知徹底を図った。

- (6) 広域振興局

南丹土木事務所(監査実施年月日:平成21年6月16日)

(指摘事項)

公用車内に置かれていた所有者不明の現金が公用金庫の管理責任者の認識のないまま公用金庫に収納されている事例及び金庫による現金等保管台帳が一部整備されていない事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月17日開催の室長会議で、全職員に公金の適正な管理を周知徹底した。所有者不明の現金は、南丹警察署に届け出たが遺失物にあらず受理されなかったため、平成21年7月7日に府の歳入に受け入れた。現金等保管台帳に未記載の預金通帳等は平成21年6月末に関係職員に返却した。

丹後広域振興局(監査実施年月日:平成21年6月16日)

(注意事項)

資金前渡金受払簿が一部記載されていない事例が認められた。

(措置の内容)

未記載部分の記載を平成21年6月17日に行うとともに、平成21年6月の室会議において資金前渡金受払簿への記載について周知徹底を図った。

【工事監査】

教育委員会

府立京都八幡高等学校特別教室棟改築工事(監査実施年月日:平成21年5月26日)

(指摘事項)

部材の数量を誤り、過小積算となっている事例が認められた。(過小積算額:2,782,500円)

(措置の内容)

平成21年6月開催の課内会議で、適正な設計積算及び複数職員による相互チェック体制の点検強化について、周知徹底を図った。

【例月出納検査】

- (1) 知事直轄組織

広報課(監査実施年月日:平成21年5月27日・28日)

(注意事項)

物品調達等の支出に関する添付書類である納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月開催の職員会議で、納品書添付の制度趣旨・内容を説明するとともに、納品書の記載内容の確認について周知徹底を図った。

国際課(監査実施年月日:平成21年5月27日・28日)

(注意事項)

物品調達等の支出に関する添付書類である納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年6月開催の職員会議で、納品書添付の制度趣旨・内容を説明するとともに、納品書の記載内容の確認について周知徹底を図った。

給与厚生課(監査実施年月日:平成21年5月27日・28日)

(注意事項)

職員への旅費の支給が大幅に遅延している事例が認められた。

(措置の内容)

出張後速やかに旅費請求を行うことについて、平成21年6月開催の課内会議で周知徹底を図った。

(注意事項)

物品調達等の支出に関する添付書類である納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月開催の担当者会議で、会計規則に基づく適正な事務処理及び複数職員によるチェック体制の強化について、周知徹底を図った。

(2) 総務部

財政課 (監査実施年月日:平成21年 5月27日・28日)

(注意事項)

物品調達等の支出に関する添付書類である納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月開催の係会議で、職員に対し、納品書添付の制度を踏まえた支出業務の厳正な処理及び納品時に業者に納品日の記載を依頼するよう、周知徹底を図った。

自治振興課 (監査実施年月日:平成21年 5月27日・28日)

(注意事項)

物品調達等の支出に関する添付書類である納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月開催の課内会議で、納品書の記載内容の確認について、職員相互の確認体制を強化し、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。

(3) 政策企画部

文化学術研究都市推進室 (監査実施年月日:平成21年 5月27日・28日)

(注意事項)

職員への旅費の支給が大幅に遅延している事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 6月に電子システム入力操作について、室職員に対して改めてシステム、マニュアルを用いて説明・実習を行うとともに、多忙時等の旅費入力について、室内職員の相互協力が図られるよう、平成21年 6月開催の定例会議において提案し、再発防止の徹底を図った。

企画総務課 (監査実施年月日:平成21年 5月27日・28日)

(注意事項)

物品調達等の支出に関する添付書類である納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月開催の課内会議において、再度納品書の添付についての制度内容・趣旨を説明し、適切な事務処理について徹底を図るとも

に、平成21年 5月29日付け 1入第141号会計管理者付参事通知を平成21年 6月に課内及び部内各室課に通知する際においても、改めて納品書の適正な処理について留意するよう依頼した。

(4) 文化環境部

文化環境総務課 (監査実施年月日:平成21年 5月27日・28日)

(注意事項)

物品調達等の支出に関する添付書類である納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月開催の課内会議において、再度納品書の添付についての制度内容・趣旨を説明し、適切な事務処理について周知徹底を図るとともに、平成21年 5月29日付け 1入第141号会計管理者付参事通知を平成21年 6月に課内及び部内各室課に通知する際においても、改めて納品書の適正な処理について留意するよう依頼した。

(5) 健康福祉部

こども未来課 (監査実施年月日:平成21年 5月27日・28日)

(注意事項)

業務委託契約において、単独随意契約をした理由の妥当性に疑義のある事例が認められた。

(措置の内容)

単独随意契約を行う場合は、他の参加可能業者の有無について十分確認するよう、平成21年 5月の課内会議で徹底した。

(6) 商工労働観光部

産業労働総務課 (監査実施年月日:平成21年 5月27日・28日)

(注意事項)

使用料に係る支出科目を誤っている事例が認められた。

(措置の内容)

平成21年 5月に支出更正命令を行い適切な科目からの支出へ更正するとともに、平成21年 5月の課内会議において関係職員に対し周知徹底を図った。

22年監査公表第5号

特定非営利活動法人行政監視機構から請求のあった事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年 4月23日

京都府監査委員 千 歳 利三郎
 同 武 田 祥 夫
 同 道 林 邦 彦
 同 村 山 佳 也

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人特定非営利活動法人行政監視機構から、平成22年 2月12日に地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第 1 項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

住所 京都府城陽市平川広田22番地の51
 名称 特定非営利活動法人行政監視機構

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 国をはじめとして京都府(以下「府」という。)においても、行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、自ら徹底した行財政改革が求められており、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「公務員法」という。)第59条(技術的助言)及び法第245条の 4(技術的な助言)に基づき、総務事務次官から各都道府県知事等あてに地方公務員の給与改定に関する取扱い等についての通知(以下「総務次官通知」という。)が出されている。

イ 府において、地域手当の運用等に問題が残されている。

「地域手当」は、原則として、国における地域手当の指定基準に基づいて支給地域及び支給割合を定めるものとされているが、府は支給地域に該当していない地域16地域に、地域手当を支給しているとともに、4地域で指定基準に基づく支給割合を超えて支給しており、その支給総額は、平成20年度決算額で12億5,406万 3千円にも達している。

ウ このことは、地域手当の趣旨が没却され、国及び総務次官通知に反する法令違反の不当な支給であり、府に損害を与えている。

エ 上記主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ・地域手当市町村別支給割合
- ・府の地域手当市町村別支給割合が国基準を上回る支給実績表

(2) 請求人の措置要求

京都府知事に対し、平成20年度の地域手当について、国の基準を上回る部分を手当受給者から返還を求めるとともに、平成20年度以降の分につい

て、国の指定基準を超えない範囲に是正するよう勧告することを求める。

第 2 請求の受理

本件請求について、平成20年 4月から平成21年 1月までの地域手当の支出については、支出の日から 1年を経過した請求であると認められるが、法第242条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の説明がないため、請求人の陳述及び新たな証拠の提出を待って判断することとし、請求を受理した。

第 3 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第 6 項の規定により、平成22年 2月26日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第 7 項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員 4名が立ち会った。

2 当日は、請求人の理事長半田忠雄(以下「理事長」という。)が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から新たな証拠として「地域手当市町村別支給割合」の提出があった。

新たな資料を提出したので、この件について、補足説明をする。

本件請求は、平成20年度の地域手当の決算額を対象にしており、その決算額に関わる国及び府の支給割合が基本となるが、本件請求書とともに提出した資料では、国及び府の支給割合について平成22年 4月 1日現在のものが記載されており、整合性がとれないので新たに資料を提出した。今回提出した資料の支給割合に基づき、府の支給割合が国の支給割合を超える部分は、15億2,456万 5,700円となるので訂正する。

監査請求期間の 1年を超えている理由についてであるが、本件請求は、個別の事案ではなく、いわゆる組織を対象とした決算額を基に請求しており、その決算額は、出納閉鎖後に議会において認定されて初めて公式なものになると理解をしている。したがって、事業年度は 3月末をもって終わるので、4月 1日に監査請求することも可能だが、実質的にはそれは不可能であり、本件請求は支払日から 1年を経過しているが、正当な理由がある。

本件請求の背景についてであるが、複数の自治体関係者から、府は、国の支給割合を超え地域手当を支給していると聞き、その事実が確認できたので、本件請求を行うこととした。

国の基準を超え地域手当を支給していることについて、社会的に妥当なのか。府の側からすれば、府の条例や府人事委員会からの勧告、さらには議会で承認を得た予算を適正に執行しているに過ぎないということだろうが、それでは国の基準は、どのような性格のものなのか。

現在、市町村は財政的に逼迫しており、職員に支払う退職手当の基金が枯渇している現状にあるが、国の指導は、地域手当が国基準を上回る部分につい

ては起債を認めず、国基準と同じ若しくはそれ以下にすることを条件にして起債を認めているという話も聞いている。

しかし、府に関しては、どういう根拠で特別な扱いがされているのか。財政的に問題が生じていないからなのか。このような極めて特異な支給方法をとっていることについて疑問である。監査委員の判断を仰ぎたい。

第4 関係執行機関の陳述

1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めたと、理事長が陳述に立ち会った。

2 関係執行機関の職員4名が出席し、職員長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。

本件請求の対象である地域手当は、国においては、平成17年の人事院による「国家公務員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告」（以下「人事院勧告」という。）に基づき、平成18年度から実施された給与構造改革の一環として創設された手当である。

この給与構造改革は、地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準をより適切に反映したものとなるよう地域間配分を見直すことを一つの主眼にしており、全国共通の俸給表制度を維持しつつ、民間賃金の低い地域を考慮して俸給表水準を全体として4.8%引き下げた上で、これによって生じた原資により、民間賃金水準が高い地域では地域間調整を図るための手当を支給する仕組みとして、地域手当制度が創設されたものである。

国における地域手当は、民間賃金水準が一定以上の高い地域に在勤する職員等を対象に、俸給月額等に3%から最高18%を乗じて得た額を支給することとされており、平成18年度から支給割合を変更しながら段階的に導入され、平成22年度までに完成させるものとされている。

なお、国においては、国家公務員の在勤状況等を踏まえ、人口5万人以上でかつ国家公務員が在勤する市等を支給地域として指定しており、全国の市町村を同一の尺度で判断したものとはなっていない。

府においても、平成17年10月14日の府人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「勧告」という。）において、給与構造改革の導入により、給料表水準を国と同様に引き下げるとともに、地域手当の創設及び具体的な支給地域、支給割合等が勧告されている。

この勧告では、人事院の見直しの考え方が各都道府県における公民均衡の状況、組織・人員の配置実態等まで考慮されたものとはなっていないこと、府人事委員会に設置した有識者で構成する「京都府職員の地域給のあり方に関する研究会」の意見、更に総務次官通知の趣旨等を踏まえて検討された結果、

人事院勧告を基本としつつ府の実情を踏まえ、地域の連続性・一体性を考慮するとともに、物価、

生計費等も考慮し、具体的には、

- ・京都市 10%
- ・宇治市、亀岡市などの京都市周辺の地域 6%
- ・相楽郡木津町などの地域 3%

とし、これら以外の府の地域についても、平成21年度までは暫定的に3%の支給割合とするとともに、段階的導入のため、平成21年度までの経過措置も併せて勧告されたところである。

府は、この勧告どおりの内容で、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）の改正を行い、平成18年度から地域手当を導入したところである。

また、経過措置に係る支給割合については、平成18年度以降、毎年、職員の地域手当に関する規則（京都府人事委員会規則6-89。以下「規則」という。）において規定してきている。

なお、地域手当を含む府職員の給与は、毎年の勧告において民間企業従業員の給与と比較され、その都度、公民均衡を図って決定されている。

本件請求の対象となった地域手当に係る公金支出は、条例及び規則に基づく適正なものである。また、条例及び規則については、人事行政の専門的・中立機関である府人事委員会の勧告に基づくものであり、情勢適応の原則、均衡の原則、給与条例主義などの職員の給与決定の根本基準を踏まえたものであることから、法第204条あるいは公務員法第24条の趣旨に合致したものである。

総務次官通知は、「原則として国における地域手当の指定基準に基づいて支給地域及び支給割合を定めること」を求めているが、同通知は、あくまでも技術的助言に止まるものである上、「都道府県にあっては、人事管理上一定の考慮が必要となる場合等であっても、地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わないこと」としており、いわゆる一律支給を排除する反面、地域の実情を一定考慮することを容認しているものであり、国における地域手当の制度趣旨と地域の実情を踏まえた府の取扱いは総務次官通知の趣旨を逸脱したものとは理解していない。

なお、平成17年の勧告において、これらの措置については、公務員給与を取り巻く諸情勢の動向や給与構造の改革の実施状況を踏まえ、平成21年度を目途に点検・検証を行うことも同時に報告されており、平成21年の勧告において、地域の連続性・一体性、地域毎の民間賃金水準や通勤の状況、物価、生計費等の生活関連諸状況、他の都道府県の措置状況、人事管理上の必要性や改定経過を総合的に考慮して、地域間配分を見直し、平成22年度からは、

- ・京都市 9%
- ・宇治市、亀岡市などの京都市周辺の地域 5%
- ・その他の府の地域 2.8%

とするよう勧告されたところであり、平成21年11月

府議会定例会において、この勧告どおり条例が改正され、平成22年4月1日から施行されることとなっている。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

法第242条第2項の規定によれば、正当な理由があるときを除き、支出があった日から1年を経過したときは請求できないこととされており、本件請求にある平成20年度分の地域手当のうち、平成20年4月から平成21年1月までの支出は、既に支出があった日から1年を経過している。

この点について、請求人は、陳述において、本件請求は平成20年度決算額を基にしたものであり、当該決算額は、出納閉鎖後、府議会において認定されて初めて公式なものになることから、支出があった日から1年を経過しているが、同条第2項ただし書による正当な理由が存在すると主張している。

しかしながら、国の基準を上回る府の地域手当の支給が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるとの本件請求の趣旨からすれば、

平成20年度決算の調製や府議会による認定を考慮する必要性がないこと、

府の地域手当の支給割合等は条例及び規則で明記されていること、

地域手当の府制度と国基準との比較や平均支給率について、「人事行政の運営等の状況」として、毎年、府公報に登載の上、府のホームページで公表されていること

を考慮すると、本件請求にある財務会計行為の存在又は内容については、相当の注意力をもって調査を尽くせば監査請求をするに足りる程度に、当該行為のあった日から1年を経過することなく知ることができるものであり、正当な理由があると認める特段の事情は認められない。

以上のことから、平成20年度分の地域手当のうち、平成20年4月から平成21年1月までの支出については監査対象としないこととし、本件の監査対象事項は次のとおりとした。

平成21年2月及び3月の地域手当の支出（以下「本件支出」という。）が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。

2 監査対象部局

知事直轄組織（職員長）

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を

調査するとともに、監査対象部局からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 国における地域手当は、平成17年8月15日の人事院勧告に基づき、平成18年度から実施された給与構造改革の一環として、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。以下「改正給与法」という。）により創設された手当である。

給与構造改革においては、地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準をより適切に反映させるため、全国共通の俸給表水準を全国の民間賃金水準のうち最も低い地域ブロックの水準に合わせ、平均4.8%引き下げた上で、これによって生じた原資により、民間賃金水準が高い市町村に勤務する国家公務員等に対して地域手当を支給することとされたところである。

手当の支給額は、在勤地に応じて、俸給月額等に3%から最高18%を乗じて得た額を支給することとされており、その支給割合が地域手当の創設に伴い廃止された調整手当の支給割合と異なる地域については、経過措置として平成18年度から段階的に変更しながら導入され、平成22年度までに制度を完成させるものとされている。

(2) 地方公務員に対する地域手当については、改正給与法により法第204条が改正され、「普通地方公共団体は条例で職員に対し地域手当を支給することができる」、「その額及び支給方法は条例でこれを定めなければならない」とされている。

(3) 府においては、平成17年10月14日の勧告で、給与構造改革として、国と同様に給料表水準を引き下げるとともに、地域手当の創設が勧告されている。

この勧告では、人事院の見直しの考え方は、全体的な給与水準を維持した上で地域間調整を図ろうとするものであり、各都道府県における公民均衡の状況や組織・人員の配置実態等まで考慮されていないことなどから、府の地域手当については、人事院勧告の内容を基本としつつも、

国は府内に官署のない市町村があるが、府は府内全市町村に公署及び職員を配置しており、府内全域を対象に広域異動が行われること、

民間事業所の集積や賃金水準差の状況、

住民の通勤実態や生活圏のつながり等、地域

の連続性・一体性、

物価・生計費

などの府の実情等を踏まえ、改定措置を講じる必要があるとされ、具体的な支給地域や支給割合、手当額等が勧告されている。

また、国制度が平成22年度までに段階的に導入されることから、府においても、支給割合が調整手当の支給割合と異なる地域について、段階的に導入することとし、特に支給割合が引き下げとなる地域については激変緩和措置として、平成21年

度までの経過措置が併せて勧告されている。

なお、地域手当の支給地域及び支給割合並びに経過措置の勧告内容は、別添資料1のとおりである。

- (4) 府においては、改正給与法の成立を受け、平成17年の勧告を踏まえた職員の給与改定を内容とする職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）が、平成17年12月府議会定例会において提案・可決され、地域手当に係る規定については平成18年4月1日から施行されたところである。

また、経過措置の内容など地域手当の取扱いの詳細を定める規則については、府人事委員会において平成18年3月31日に公布され、条例と同様に同年4月1日から施行されたところである。

なお、規則における経過措置の規定については、毎年の公民均衡の状況等を考慮しながら、平成17年の勧告内容を踏まえ、毎年度、段階的に改正されている。

- (5) 本件支出当時の条例及び規則における地域手当の支給地域、支給割合等の規定内容は、別添資料2のとおりであり、本件支出は、これらの規定どおり支出されている。

また、本件支出当時における市町村別の府職員の支給割合と国基準による支給割合については、別添資料3のとおりである。

- (6) 本件支出は、条例及び規則に基づく激変緩和のための経過措置期間中の支出であるため、一時的に国基準を上回る支出となっているが、国制度が段階的に導入され、その制度完成が平成22年度であることから、同年度には府の地域手当についても府職員総体として国基準とほぼ均衡する内容になるよう制度設計されている。

なお、府は、経過措置期間中、地域手当が国基準を上回る一方で、職員の昇給幅を抑制することにより、給与構造改革の総体としての原資の確保を行っている。

- (7) 公務員法第24条第3項では、給与決定の根本基準の一つである均衡の原則として、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与とその他の事情を考慮して定めなければならない旨が規定されている。

府の地域手当については、この均衡の原則の趣旨を踏まえ、前述のとおり、平成22年度には府職員総体として国基準とほぼ均衡する制度とされ、国との均衡を考慮するとともに、地域手当を含む府職員の給与は、経過措置期間中であっても、毎年、民間企業従業員の給与と比較され、その都度、公民均衡が図られてきている。

- (8) 総務省からは、地方公務員の給与改定に関する取扱いについて、毎年、総務次官通知が発出されている。

総務次官通知は、公務員法第59条及び法第245

条の4第1項の規定による技術的助言に当たるが、技術的助言とは、客観的に妥当性のある行為又は措置を実施するよう促したり、又はこれを実施するために必要な事項を示したりするものとされており、重要な指針の一つではあるが、あくまでも助言に止まるものと解される。

- (9) 総務次官通知において、地域手当に関しては、「原則として国における地域手当の指定基準に基づいて支給地域及び支給割合を定めること」とされており、「都道府県にあっては、人事管理上一定の考慮が必要となる場合等であっても、地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わないこと」とされている。

これは、地域の民間賃金の水準差を反映しない一律支給のような「地域手当の趣旨が没却される」措置を戒めているものの、市町村と異なり都道府県においては、職員配置や広域異動の状況等人事管理上必要がある場合については、国と異なる独自の取扱いすべてが否定されるものではないとの趣旨と解される。

- (10) 府は、これまでに、総務省から地域手当に関する問い合わせがあった場合、現行制度は人事行政の専門機関である府人事委員会の勧告を踏まえて条例化したものであること、平成22年度までは国においても経過措置期間中であり、府も同年度には府職員総体として国基準とほぼ均衡する制度になることが条例の条文上明らかであることなど、府制度の内容、考え方等を説明し、一定理解を得てきている。

また、これまでにあった総務省からの問い合わせについては、府職員総体の平均支給割合が国基準を上回るかどうかという点に重点が置かれたものとなっている。

- (11) 平成22年度からの地域手当の改正については、平成21年の勧告を踏まえ、条例を改正したことによるものである。

これは、平成17年の勧告において、公務員給与を取り巻く諸情勢の動向や給与構造改革の実施状況を踏まえる観点から、平成21年度を目途に地域手当について点検・検証を行うこととされていたため、昨年、府人事委員会が、最新の統計データ等を基に点検・検証を行い、国基準の平均支給割合を上回らない範囲で、地域の民間賃金水準や通勤状況、物価・生計費、人事管理上の必要性、他府県状況等を総合的に考慮し、支給割合の改定について勧告を行ったことによるものであり、平成22年度の府職員総体としての平均支給割合は、国基準を上回らないこととなっている。

- (12) 平成21年4月1日現在の各都道府県における地域手当の状況は、国基準による支給地域があり、かつ地域手当を支給している都道府県は29団体あり、そのうち支給地域及び支給割合が国基準と異なる団体は、京都府を含め21団体に上っている。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は次のとおりである。

(1) 地方公務員に対する地域手当の額及び支給方法については、法第204条第3項において、条例で定めなければならないとされている。

府においては、地域手当の支給地域、支給割合等について、人事行政の専門機関である府人事委員会の勧告に基づいた内容により、条例及び規則で規定されている。これらの規定により、府職員に対する地域手当は、適正に支給されていると認められる。

(2) 本件支出において国基準を上回る部分があるのは事実であるが、これは激変緩和のための経過措置による一時的なものであり、国制度が完成する平成22年度には、府制度についても全体としてみれば国基準とほぼ均衡する制度とされている。

また、地域手当を含む府職員の給与は、人事委員会により、毎年、府内の民間企業従業員の給与と比較され、その都度、公民均衡が図られており、地域の実態を踏まえた勧告に基づくものとなっている。

したがって、府制度は国や民間事業従事者の給与等と均衡が図られており、公務員法上の均衡の原則の趣旨を逸脱しているとは言えないと考える。

(3) 総務次官通知は、重要な指針の一つではあるが、その位置づけは、公務員法及び法に基づく技術的助言に止まるものである。

また、総務次官通知は、地域手当に関し地域の実情を一定考慮することを容認していると解されることから、府制度は同通知の趣旨を逸脱しているとは言えないと考える。

(4) 以上のことから、本件支出について、違法又は不当な公金の支出とするに足りる事由は認められない。

(別添資料1) 平成17年京都府人事委員会勧告より抜粋

別表第11 地域手当の支給地域及び支給割合

級 地	支給地域	支給割合
1 級地	東京都の特別区	100分の18
2 級地	京都市	100分の10
3 級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の6
4 級地	相楽郡木津町、相楽郡加茂町、相楽郡精華町	100分の3

備考 1 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成17年4月

1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

2 上記以外の府の地域については、平成22年3月31日までの間は、100分の3の支給割合とする。

別表第12 地域手当の経過措置

別表第11に掲げる支給割合	平成18年3月31日の調整手当の支給割合	支給割合			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
100分の18	100分の12	国家公務員に対してとられる措置に準じた支給割合			
100分の6	100分の8	100分の8	100分の7	100分の6	100分の6
100分の3	100分の6	100分の6	100分の5	100分の4	100分の3

備考 1 この表の適用を受ける職員の異動保障措置の適用については、当該異動がなかったものとした場合に適用される支給割合を限度とする。

2 京都市のうち平成17年3月31日における北桑田郡京北町の区域に係る経過措置は、国家公務員に対してとられる措置に準じた支給割合とする。

(別添資料2)

職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)(抜粋)

(地域手当)

第12条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、別表第7に掲げる支給地域に在勤する職員に支給する。当該支給地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該支給地域に準じる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第7に掲げる級地の区分に応じて、同表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

別表第7(第12条の2関係)

地域手当支給区分表

区分	支給地域	支給割合
1 級地	東京都の特別区	100分の18
2 級地	京都市	100分の10
3 級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の6
4 級地	相楽郡木津町、相楽郡加茂町、相楽郡精華町	100分の3

備考 1 この表の支給地域の欄に掲げる地域は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域をもつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有する

ものの区域の変更によって影響されないものとする。
 2 平成22年 3月31日までの間、この表の支給地域の欄に掲げる地域以外の府の地域を支給地域とし、支給割合を100分の3とする。
 3 第12条の2 第1項の人事委員会規則で定める公署の級地は、人事委員会規則で定める。

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
 (平成17年条例第47号)(抜粋)

附 則

(平成22年 3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)

18 平成22年 3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

< 略 >

別表第7	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
	100分の6	100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
	100分の3	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

職員の地域手当に関する規則(京都府人事委員会規則 6-89)(抜粋)

平成20年度当時

附 則

(平成21年 3月31日までの間における条例別表第7の規定による地域手当の支給割合)

3 平成22年 3月31日までの間における条例別表第7の人事委員会規則で定める割合は、平成20年 4月1日から平成21年 3月31日までの間については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1級地の項 100分の16
- (2) 2級地の項 100分の10。ただし、平成17年 3月31日における北桑田郡京北町の区域にあっては、100分の9
- (3) 3級地の項 100分の6
- (4) 4級地の項 100分の4
- (5) 備考の2 100分の4

(別添資料3)

府職員に係る地域手当の市町村別支給割合

市町村名	府の支給割合	国制度の支給割合
東京都特別区	16%	16%

京都市	10%	10%
福知山市	4%	0%
舞鶴市	4%	0%
綾部市	4%	0%
宇治市	6%	6%
宮津市	4%	0%
亀岡市	6%	4%
城陽市	6%	3%
向日市	6%	3%
長岡京市	6%	6%
八幡市	6%	3%
京田辺市	6%	4%
京丹後市	4%	0%
南丹市	4%	0%
木津川市のうち 旧木津町・加茂町	4%	3%
木津川市のうち 旧山城町	4%	0%
大山崎町	6%	3%
久御山町	6%	0%
井手町	4%	0%
宇治田原町	4%	0%
笠置町	4%	0%
和束町	4%	0%
精華町	4%	3%
南山城村	4%	0%
京丹波町	4%	0%
伊根町	4%	0%
与謝野町	4%	0%